

令和8年度岡山県強度行動障害支援に係るマネジメント研修業務委託仕様書

1 事業の名称

令和8年度岡山県強度行動障害支援に係るマネジメント研修業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託上限額

362,230円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 事業の背景・目的

強度行動障害のある人への支援については、障害特性の理解に基づく専門的な支援や環境調整を、個々の支援者の力量に依存することなく、組織として安定的かつ継続的に提供できる体制構築が求められており、そのための専門人材の確保・育成が重要な課題となっている。

特に、支援の質の向上を図るためには、現場の支援者個人への研修に加え、組織として標準的な支援を実践・定着させるためのマネジメント機能の強化が不可欠である。

このため、本事業では、施設・事業所において組織や支援をマネジメントする立場にある者を対象に、強度行動障害支援に係る基本的な考え方を踏まえつつ、支援の質を組織的に担保・向上させるための視点や具体的手法について学ぶ機会を提供する。

あわせて、標準的な支援の定着及び集中的支援との連動を見据え、将来的に地域や事業所を支援する中核的人材の育成につながるマネジメントの考え方の共有を図ることを目的として、本事業を実施する。

5 業務の内容

(1) 研修の事前準備、実施及び運営に関すること

① 事前準備

- ・ 研修内容の企画立案
- ・ 研修資料の作成
- ・ 研修会場等の決定、借上（県有施設以外で実施する場合）
- ・ 事例提供者、講師、パネリスト等の選定及び依頼、連絡調整
- ・ 参加者の募集、取りまとめ及び通知に関する業務
- ・ 必要機材、物品等の準備

② 研修の実施、運営

- ・ 会場設営及び運営準備
- ・ 当日の受付、参加者対応及び講師対応
- ・ 司会進行等の運営
- ・ 記録（議事録、写真等）の作成
- ・ 終了後の会場原状回復

(2) 研修にかかる経費支出に関すること

- ・ 講師謝金及び旅費、その他必要な経費の支払い
- ・ 源泉徴収及び関係書類の作成・交付

(3) 研修終了後の報告

- ・ 事業実施報告書（研修内容、参加者数、アンケート結果等）の作成、提出

6 研修実施方法等

- ・ 研修1回程度を想定し、集合研修を基本として実施すること。
- ・ 講義（講演）・シンポジウム等、2.5時間から3時間程度で構成すること。

7 委託料の支払方法

原則、委託事業の完了後に提出する、事業実績報告書を審査した後の精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができるものとする。

8 その他

- ・ 本事業の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項で必要があるとき又はこの業務に関して疑義を生じたときは、県と協議の上で決定するものとする。